

大田区産業プラザ PiO 利用案内

目次

1	施設詳細情報一覧	1
2	施設レイアウトプラン例	2
3	館内サービス施設・設備	6
4	搬入出のご案内	7
5	ご利用の流れ（概略）	8
6	窓口受付時間	9
7	空き状況の問合せ	9
8	利用の申請	10
9	抽せん会における予約	12
10	利用の不承認	13
11	利用料金の納付	13
12	利用料金の減免	14
13	利用承認の取消し等	15
14	取消料	15
15	利用の変更	16
16	返還金	16
17	利用時間	17
18	利用者の義務	17
19	禁止行為	19
20	宅配便の荷物等の受取り及び発送	19
21	ごみの処分	20
22	損害賠償・免責事項	21
23	事前に申請・相談が必要な行為	21
24	展示ホール等の利用に関する遵守事項	22

お問合せ・お申込み

1階予約センター窓口 TEL：03-3733-6600

FAX：03-3733-6425

時間：8:30～19:00（休館日・年末年始を除く）

1 施設詳細情報一覧

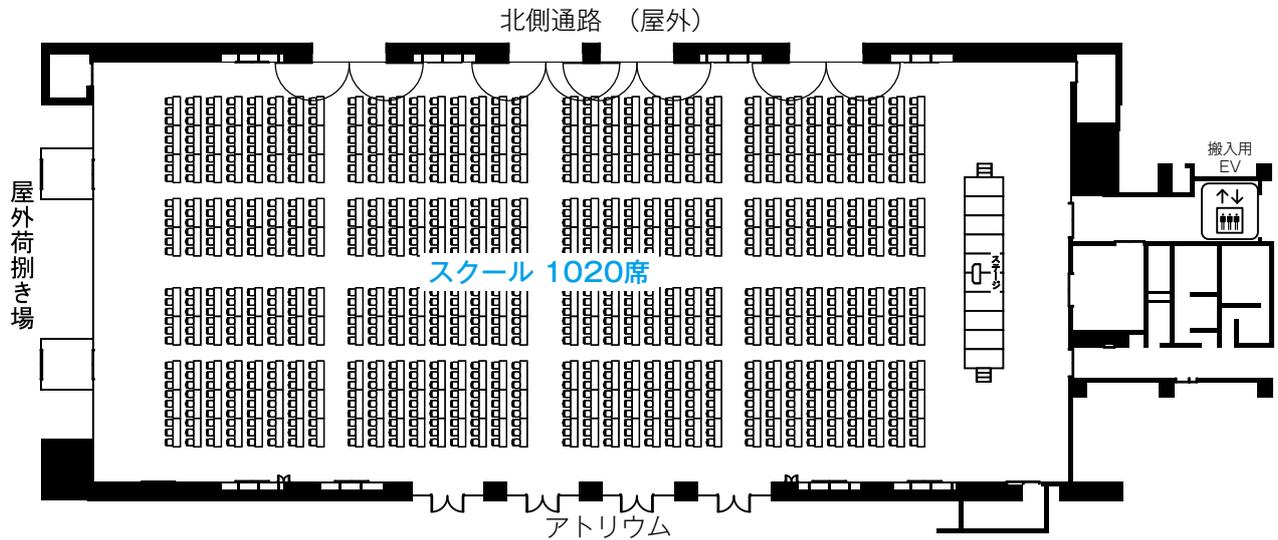
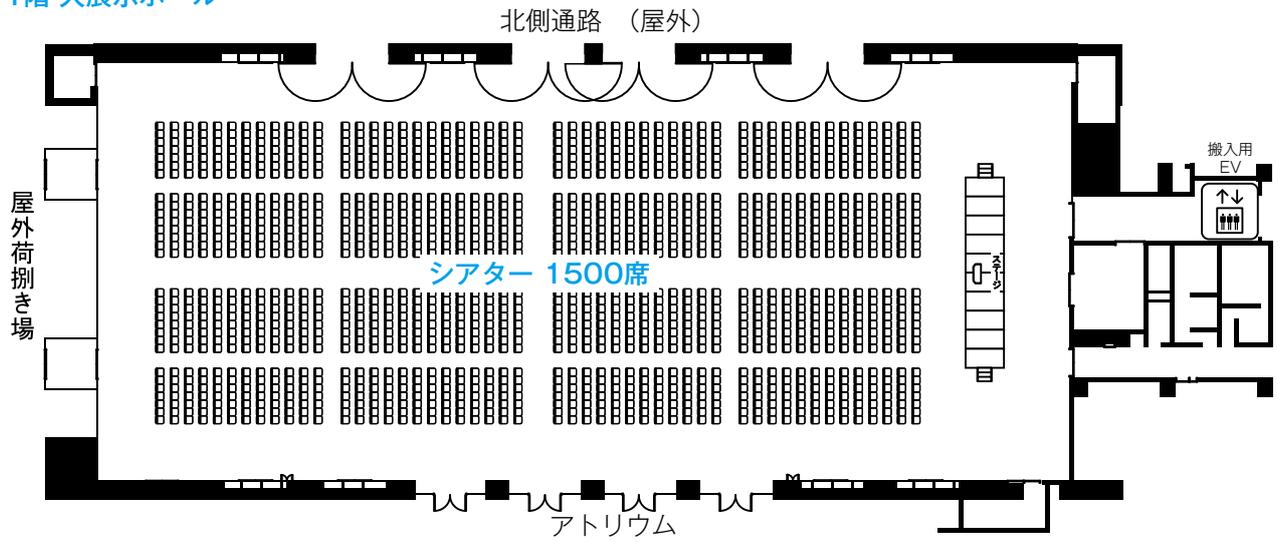
(利用料金については、別紙「大田区産業プラザ 料金表」をご覧ください。)

会場名と定員 (人)	レイアウトプランと収容人数(人)					広さ	飲食	販売	駐車券 (枚)	備考 WB:ホワイトボード付 SWB:スクリーン付き ホワイトボード付
	スクール	シアター	口の字	コの字	その他					
大展示ホール (1500人)	1020*	1500*	-	-	-	約1600㎡ [60.7×26.2m] 天井高11.8m 耐荷重5t/㎡	可	可	10	WB/冷・暖房・電気・水道料 別途請求 (半面利用は各1/2)
小展示ホール (400人)	300*	400*	-	-	-	約400㎡ [28.9×13.7m] 天井高5.4m 耐荷重0.5t/㎡	可	可	5	WB/電気・水道料 別途請求
コンベンション ホール (400人)	360	400	-	-	円卓220 立食400	約480㎡ +ホワイエ290㎡ [27.9×17.4m] 天井高6.3m	可	不可	6	WB/イス100脚無料 ホワイエ・クロークは 半面時共用
コンベンション ホール半面	180	230	-	-	円卓120 立食200	約240㎡ [13.7×17.4m] 天井高6.3m	可	不可	3	WB/イス50脚無料
控室1	-	-	-	-	5	約12㎡	弁当・軽食 程度のみ可・飲酒不可	不可	-	ソファセット付 (半面利用は先着順)
控室2	-	-	-	-	2~3	約13㎡		不可	-	更衣ロッカー16個付 (半面利用は先着順)
配膳室	-	-	-	-	-	約49㎡		不可	-	流し・ガス台・冷蔵庫・ 製氷機付 調理不可
特別会議室 (80人)	80	-	52	42	-	約176㎡ +受付・クローク [14.7×12m]		不可	1	SWB 天吊可動スクリーン2台 背面投影型スクリーン付 机40脚 イス80脚 演台付
控室4	-	-	-	-	3	約8㎡		不可	-	丸テーブル・イス付
A会議室 (39人)	39	39	30	27	-	約70㎡		可	1	SWB 机13脚 イス39脚付
B会議室 (42人)	42	42	36	30	-	約80㎡		可	1	SWB 机14脚 イス42脚 演台付
A・B会議室 (87人)	87	87	60	48	-	約155㎡		可	2	SWB 机29脚 イス87脚 演台付 健康診断での利用可
控室3	-	-	-	-	2	約5㎡		不可	-	丸テーブル・イス付
C会議室 (64人)	64	64	40	32	-	約128㎡		不可	1	SWB/天吊可動スクリーン、 正面固定スクリーン付 机32脚 イス64脚 演台付
D会議室 (87人)	87	87	48	42	-	約129㎡		不可	1	SWB/天吊可動スクリーン、 正面固定スクリーン付 机29脚 イス87脚 演台付
E会議室 (30人)	30	30	24	18	-	約51㎡		不可	1	SWB 机10脚 イス30脚 付
F会議室 (27人)	27	27	24	18	-	約42㎡		不可	1	SWB 机9脚 イス27脚付
G会議室 (27人)	27	27	24	21	-	約46㎡	不可	1	SWB 机9脚 イス27脚付	
和室 (54人)	-	-	-	-	島型24 対面54	約54㎡ (40畳) +水屋(給湯室)	可	不可	1	WB 机27脚 座布団54枚付 座イス54個付

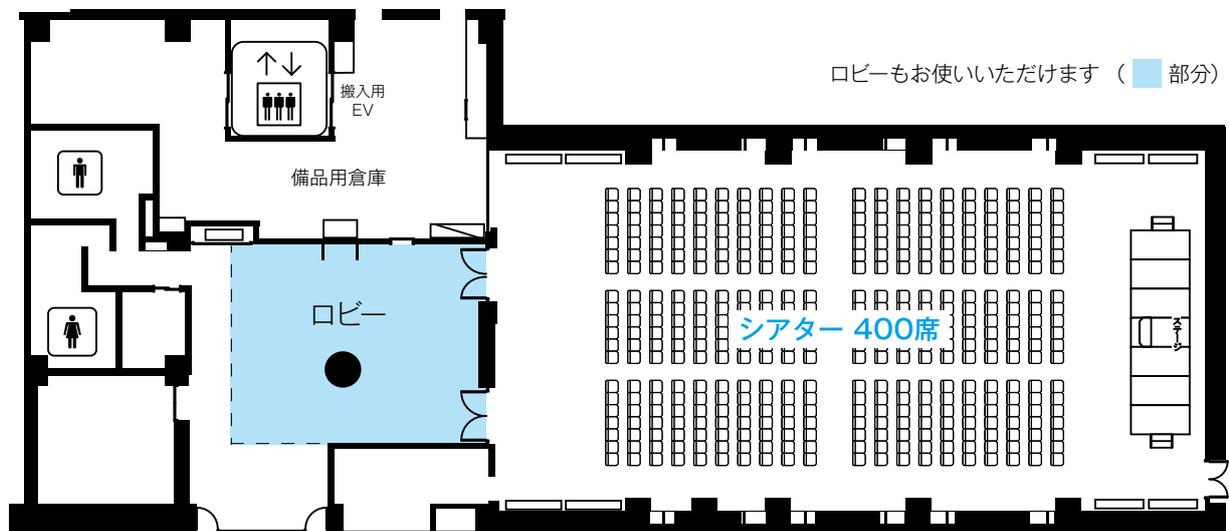
※大・小展示ホールは、貸出し可能な机・椅子の数に限りがあります。

2 施設レイアウトプラン例

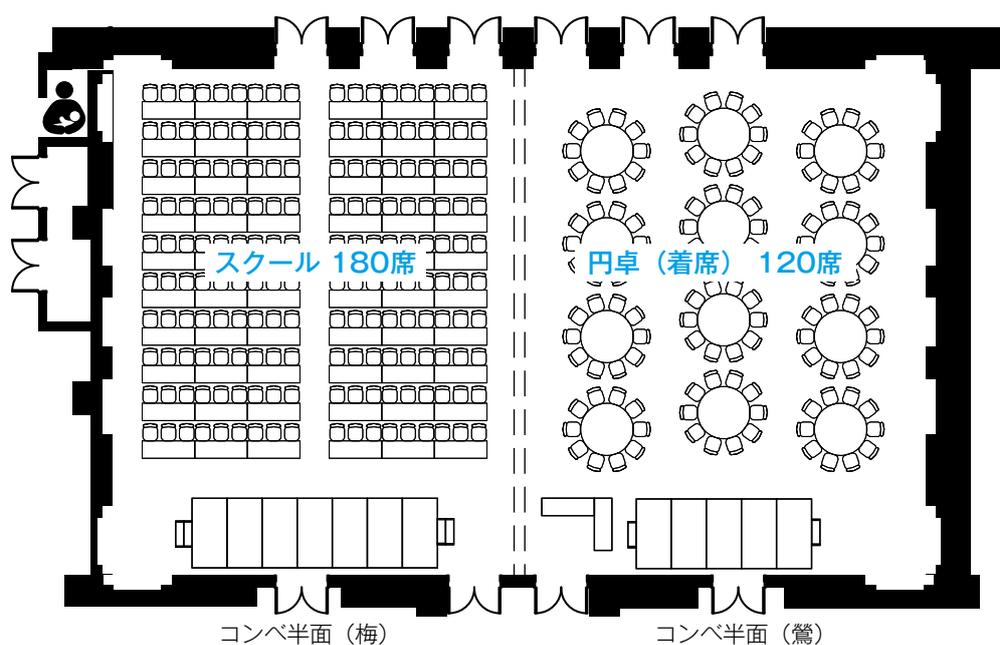
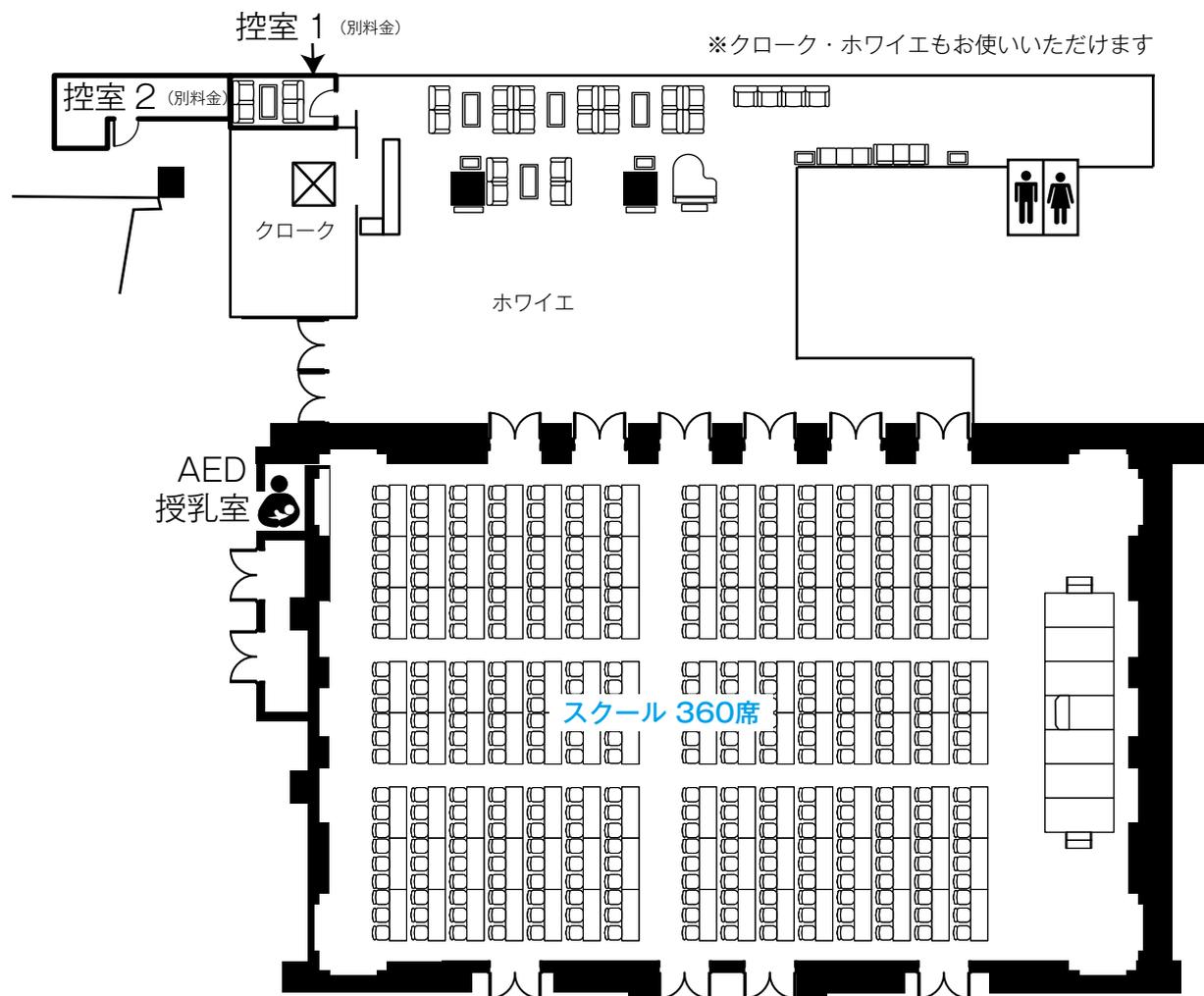
1階 大展示ホール



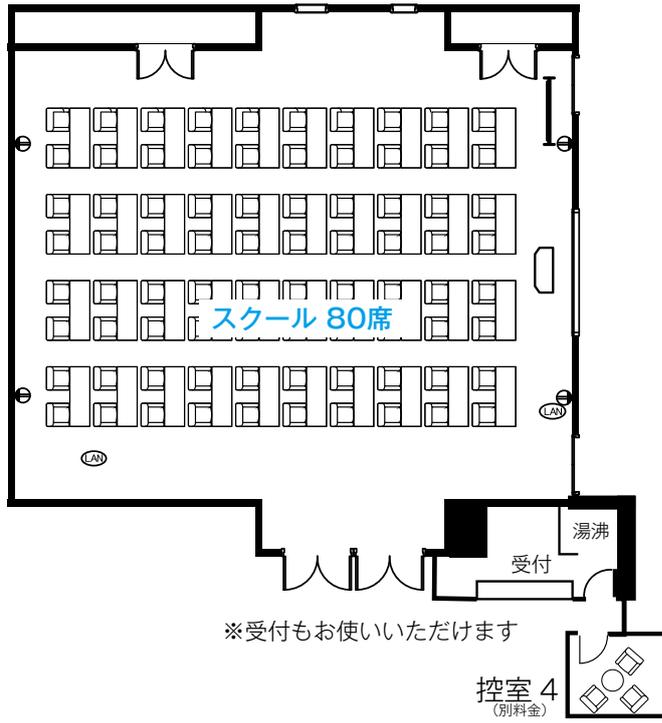
2階 小展示ホール



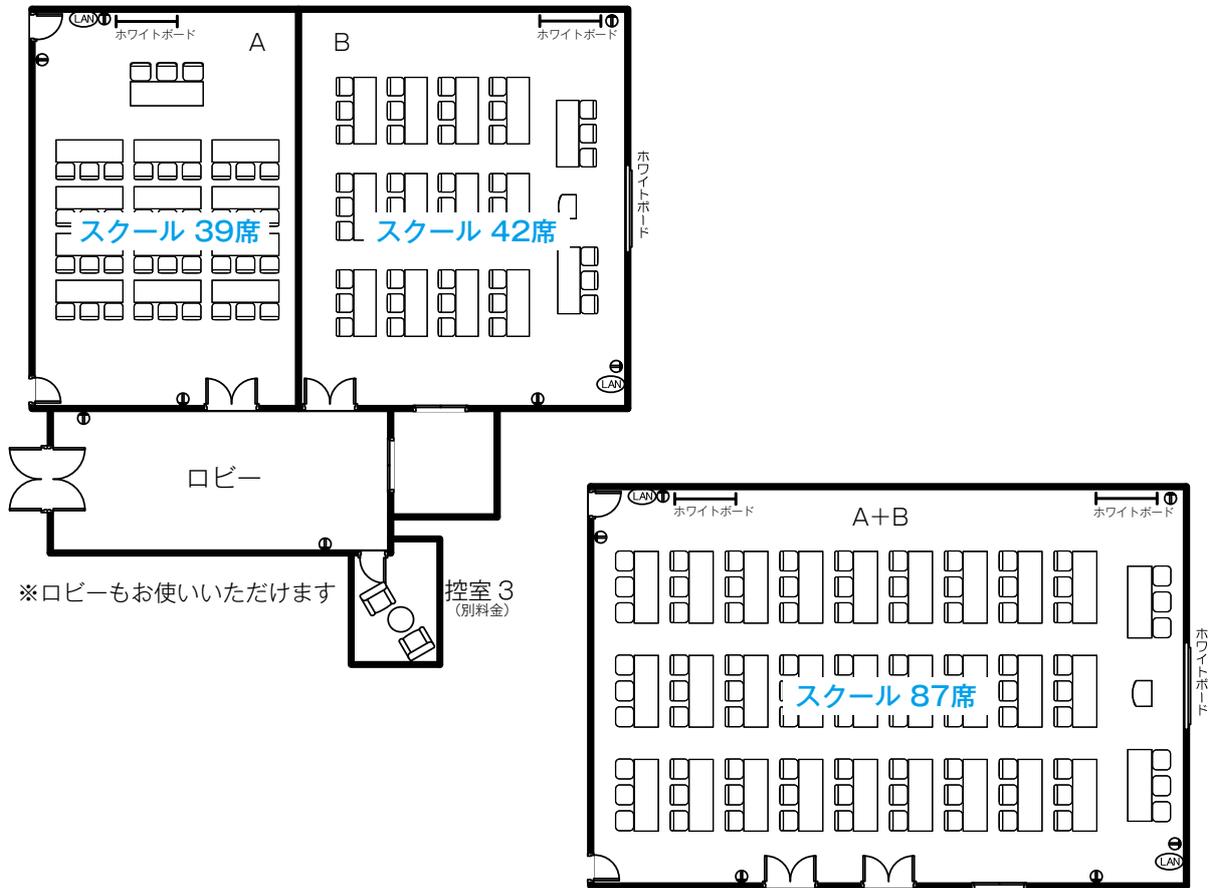
4階 コンベンションホール



3階 特別会議室



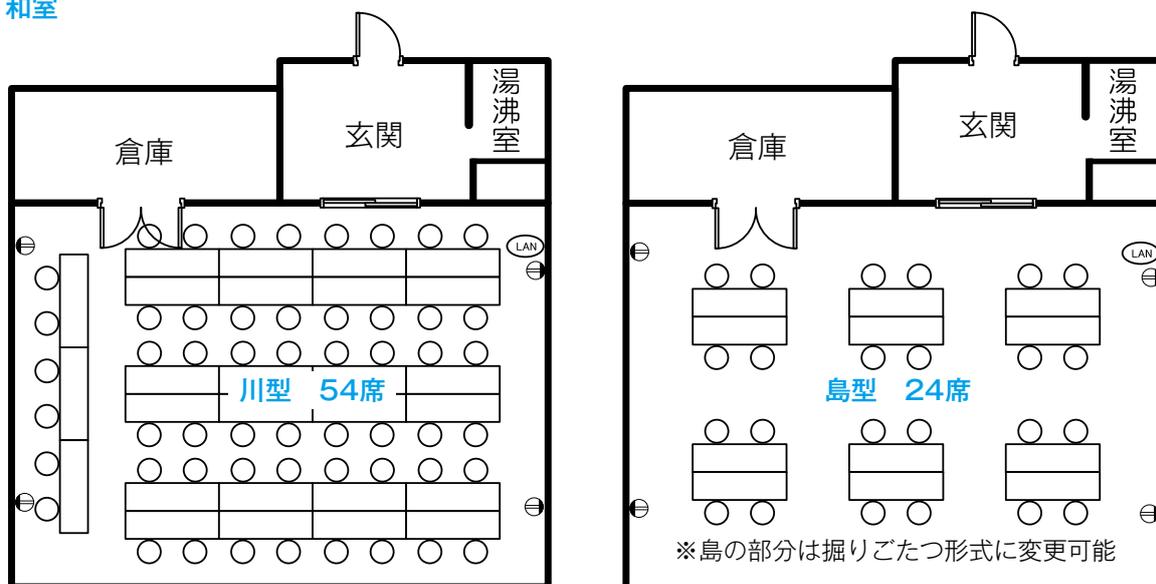
1階 AB会議室



6階 CDEFG会議室



4階 和室



3 館内サービス施設・設備

分類	名称	設置階	営業時間・対象	摘要
車両	平置き駐車場50台	地下1階	8:00~22:00車高2.3m以下	100円/30分 最初の30分は無料
	荷さばき場(停車)	地下1階	8:00~22:00 車高3.2m、車長7.6m以下	100円/30分 最初の30分は無料
	荷さばき場(停車)	1階(屋外)	大展示ホール利用者のみ	大展示ホール前及び北側通路
喫茶・食事	喫茶室「Caffé di PiO」	1階	9:00~16:00	34席 ドリンク・軽食
	レストラン「コルネット」	4階	11:30~14:00 14:00~21:00(要予約)	80席 食事・パーティ・ケータリング 予約の場合は夜も営業可
	飲料自動販売機	1・6階		
給湯	湯沸室	1階	大小展示ホール AB会議室利用者のみ	無料 配膳室の場合、給湯利用は無料 急須・湯呑茶碗・お盆・ポット等設置 茶葉・布巾・おしぼりはありません ※使用後はよく洗って元の場所に戻してください。
		3階受付内	特別会議室利用者のみ	
		4階配膳室	コンベンションホール利用者のみ	
		4階和室内	和室利用者のみ	
		6階	CDEFG会議室利用者のみ	
電話	特殊簡易公衆電話	1階(アトリウム)	NTTが設置する通常の公衆電話と異なります	
その他	携帯電話充電器	1階(予約センター横)	200円/30分	
	コピー機		白黒: 10円/枚 カラー: A4・B5 40円/枚 A3・B4 80円/枚	
	コインロッカー (100円硬貨返却式)		6ボックス 当日利用のみ W300×D400×H500	
アクセシビリティ	エスカレーター	1階~4階	W800 輸送能力6000人/時	
	乗用エレベーター2基	地下1階~6階	間口: 1100 W2000×D1500×H2100 荷重: 1300kg定員20人	
	人荷共用エレベーター	地下1階~6階	間口: 1400 W1650×D1850×H2100 荷重: 1350kg定員20人	
	荷物用エレベーター	地下1階~2階	間口: 2300 W2500×D3000×H2500 荷重: 2500kg	
	トイレ	各階		
	誰でもトイレ	1階~6階	5・6階以外はおむつ替えシート有	
	授乳室	4階	コンベンションホール入口右側	
	AED	1階	正面カウンター内	
スペース	biz BEACH CoWorking	2階	平日 9:00~21:00 土・日・祝 9:00~17:00 電話番号 03-6428-7688	起業や新製品開発等をお考えの方に最適なオープンなオフィススペースです。 セミナー・ワークショップ等の用途でもご利用いただけます。
			平日 9:00~17:00 土曜 10:00~17:00 電話番号 03-3733-0066	
総合案内	観光・産業情報コーナー	2階	平日 9:00~17:00 土曜 10:00~17:00 電話番号 03-3733-0066	産業プラザ内の施設や各機関・団体についてご案内します。

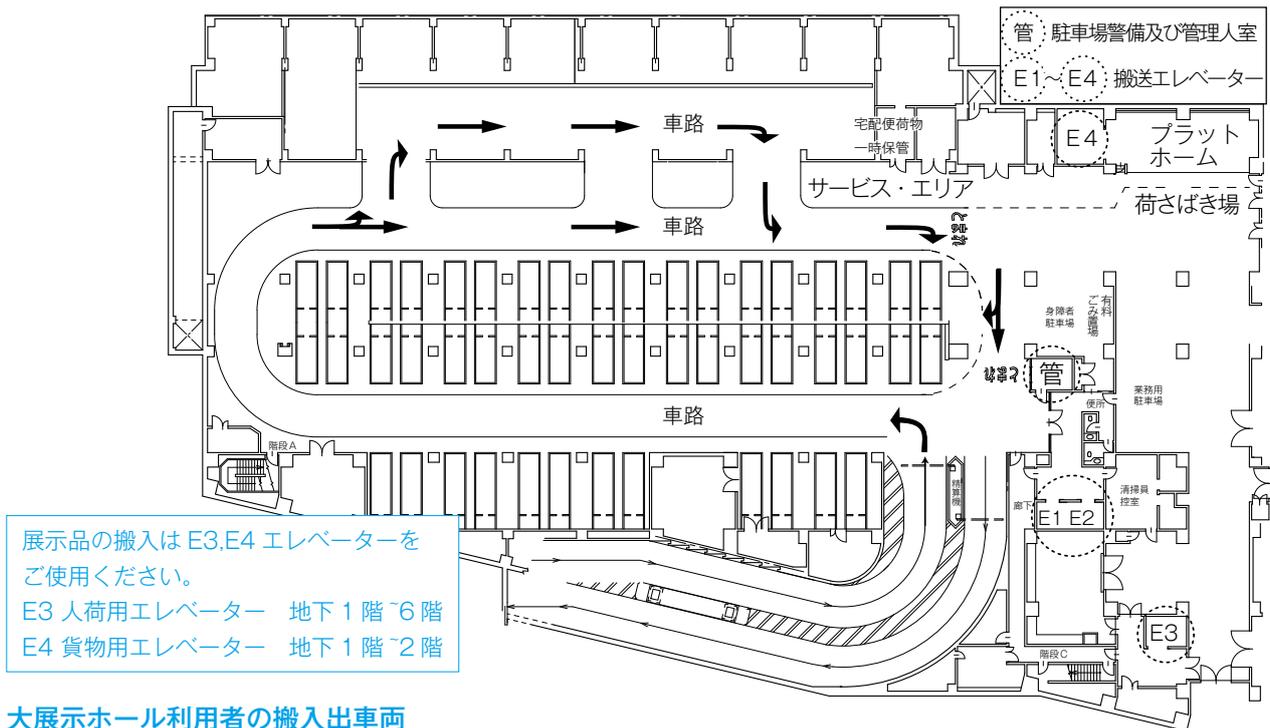
4 搬入出のご案内

地下1階は駐車場と荷さばき場等があります。

地下駐車場利用時間

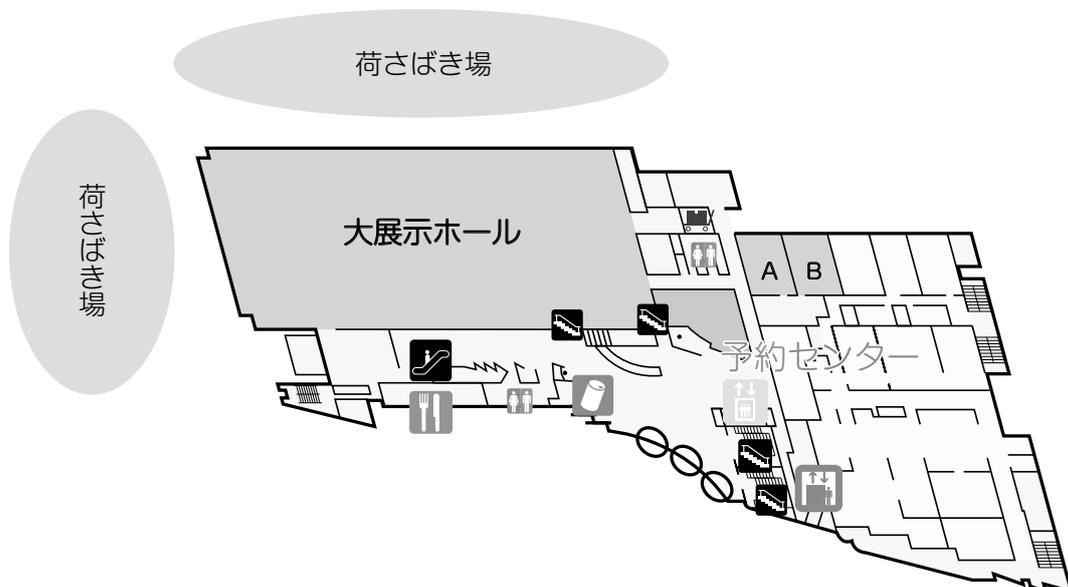
分類	営業時間	料金	車両制限	摘要
駐車	8:00~22:00 (停泊不可)	100円/30分 最初の30分は無料	車高2.3m以下 (3ナンバーまで)	支払いは精算機での精算 または予約センターで1時間駐車券を購入
停車(荷さばき)	8:00~22:00	同上	車高3.2m、 車長7.6m以下	満車時でも地下に進入可能

地下1階見取り図



大展示ホール利用者の搬入出車両

「大展示ホール前広場」及び「建物北側通路」を屋外荷さばき場としてご利用いただけます。
(国道側入口のカラーコーンを除けて広場に進入ください)



5 ご利用の流れ（概略）

産業プラザの利用手続き等については、大田区産業プラザ条例（平成6年12月14日大田区条例第39号。以下、「条例」といいます。）及び、大田区産業プラザ条例施行規則（平成7年9月29日大田区規則第79号。以下、「規則」といいます。）の規定により行っています。

1 空き状況の確認

- ・窓口・電話（予約センター）
- ・Webサイト（<https://resv.pio-ota.net/?fr=web&to=resv> 24時間照会可能）

2 予約（仮押さえ）

10
日
以
上
以
内

- ・窓口・電話（予約センター）
 - ・抽せん会（月初めの平日に開催 → P12）
 - ・インターネット（登録団体・個人のみ。初利用者は登録できません。）
- ※予約・申請できる期間 → P10

3 申請（施設利用申請書の提出）

- ・入手先：窓口
Webサイトからダウンロード <https://www.pio-ota.net/downloadpage/>
Webサイト上で作成 http://est.pio-ota.net/order_forms/riyoshinseilIndex
 - ・提出方法：窓口・郵送
 - ・提出先：予約センター
- ※必要書類 → P11

4 利用承認（施設利用承認書・請求書の受取り）

- ・受取：窓口・郵送

5 支払（予約金）

- ・金額：施設利用料金の30%(利用開始日までの日数により一括払い) ※会議室は全額となります。
- ・方法：現金・振込
- ・支払い期限：請求書発行日（利用承認日）から約20日後

6 支払（残金）（利用開始日から90～120日前頃に請求書発行）

- ・金額：残金すべて ・方法：現金・振込
- ・支払い期限：請求書発行日から約20日後

7 【1か月半前頃】 打合せ（ホールのみ）

- ・打合せ時間枠 平日10:00 13:30 15:00 土日祝13:30 15:00
- ・見学時間枠（空室時のみ） 平日11:00 14:30 16:00 土日祝14:30 16:00

8 備品利用申請・支払

9 鍵の受取り（利用日）

※ホールの開錠時は職員が立会います。

- ・持ち物：施設利用承認書

10 鍵の返却（利用時間内）

※ホールの施錠時は職員が立会います。

11 支払（後納料金）（ホールのみ）

- ・電気料（大・小展示ホール）、冷暖房料（大展示ホール）

6 窓口受付時間

(1) 大田区産業プラザ（以下、「プラザ」といいます。）の窓口における受付時間は以下のとおりとします。

表1 窓口受付時間^{※1}

内 容	窓口受付時間
施設等の利用に関する問合せ	午前8時30分から午後7時まで
施設等の利用申請（当日分は除く） ^{※2}	
施設等の利用申請（当日分） ^{※3}	午前8時30分から午後6時30分まで
料金の支払い・指定ごみ袋等の購入	
返還金の申請・受取り	午前9時から午後5時まで

※1 休館日等は受付を行いません。

※2 抽せん会当日に、提出期間の初日（休日・休館日の場合は翌平日の開館日）の申請を窓口にする場合、抽せん会終了後、午後1時30分から午後7時まで

※3 大・小展示ホール（以下、「展示ホール」といいます。）、コンベンションホールの利用申請は前日までにお願いします。展示ホールの当日の後延長は、やむを得ない場合に限り、この時間内に受け付けます。

「9 抽せん会における予約」
→ P12

(2) 施設等の利用申請を予約システムにより行う場合、受付時間は次のとおりとします。
ただし、指定管理者（公益財団法人 大田区産業振興協会）は事情によりこれを変更することができるものとします。

午前0時から午後12時まで（24時間）

7 空き状況の問合せ

施設の空き状況の問合せは、次の①～③のいずれかにより行ってください。

- ① プラザのWebサイト（<https://www.pio-ota.net/>）の「空室照会・施設予約」により確認する。
- ② 窓口受付時間（表1）内に、予約センターに電話で問合せる。
- ③ 窓口受付時間（表1）内に、プラザに来館し、予約センターに問合せる。

※②、③の問合せの場合は、利用施設、希望日の特定をお願いします。

なお、次のa～dに該当する問合せにはお答えできない場合があります。

- a 利用施設、希望日が特定されていないとき（空いている日をすべて教えてほしい、先月と同じくらい空いているかなど）。
- b 特定されていても、第4希望以上の複数日程を問合せたとき。
- c 他の主催者による催物の予約、申請、承認などに関する問合せのとき。
- d 問合せた方が、「10 利用の不承認 ⑤」に該当する利用者であったとき。

「10 利用の不承認 ⑤」
→ P13

8 利用の申請

(1) 利用申請書（規則第1号様式）は、以下の期間内に提出してください。

なお、公益目的（学会など）かつ大規模な催事の場合、提出期間外でも申請を受け付けることがあります。ただし、利用承認後に変更や取消しはできません。

表 2 利用申請書の提出期間

グループ	施設	利用申請書の提出期間
Aグループ	大展示ホール(全面) ^{※1}	利用日の1年前の月の初日 ^{※3} から 利用日の前日まで。
	小展示ホール	
	コンベンションホール ^{※2}	
	特別会議室	利用日の1年前の月の初日 ^{※3} から 利用日まで。
Bグループ	大展示ホール(半面)	利用日の3か月前の月の初日 ^{※3} から 利用日の前日まで。
	会議室(A~G)・和室	利用日の3か月前の月の初日 ^{※3} から 利用日まで。

※1 併せてA・B会議室の利用申請が可能です。

※2 併せて和室の利用申請が可能です。

※3 初日が休日・休館日の場合は翌平日の開館日とします。初日には抽せん会を行います。

「9 抽せん会における予約」
→ P12

インターネット予約システム

24時間、施設の利用予約から利用申請まで行うことができます。

インターネット予約システム利用申請方法

1. インターネット予約システム利用申請書を記入し、予約センター窓口に提出します。

https://www.pio-ota.net/download/1_internetuyoyaku.pdf(申請書ダウンロード先)

2. 利用承認が得られると※、簡易書留でID/パスワードが届きます。

3. 通知書に記載されたID/パスワードで施設予約サイトにログインします。

<https://resv.pio-ota.net/login/login> (PC)

<https://resv.pio-ota.net/sp/login/login> (スマホ)

4. ログイン後の操作方法については、施設予約ページのご利用案内をご参照ください。

<https://resv.pio-ota.net/UseGuidances/index>

※ PiO 初利用の方や最近3年間PiOを借りていない方は承認されません。

(2) 利用申請の際に、以下の関係書類を添付して提出してください。

表 3 利用申請の際に必要な関係書類

対 象	必要な関係書類	備 考
全利用者	施設利用申請書(規則第1号様式)	減免 →規則第10号様式
	施設利用に関する重要確認事項	会議室利用者は初回のみ
	催事計画書(自由書式) (催事の概要、タイムスケジュール、参加対象者・人数、参加費、収支計画書、過去の催事資料など)	同様の催事の初回のみ (原則、ホール利用者のみ。ただし、会議室利用者も提出を求めることがある)
初利用者	暴力団排除条例 説明書・確認	担当者による自署又は押印
	構成員全員の名簿 (氏名、住所、電話番号)	法人格を有しない団体が展示ホール・コンベンションホールを利用する場合
「9 抽せん会における予約 注意事項②」に該当すると指定管理者が思料する場合 「9 抽せん会における予約」 → P12	会社(団体)概要、登記簿謄本、決算公告、催事計画書(催事の概要、タイムスケジュール、参加対象者・人数、参加費、収支計画書、過去の催事資料など)	
減免を希望する場合 「12 利用料金の減免」 → P14	施設利用申請書兼減免申請書など(規則第10号様式)	その他の書類は「表5 利用料金の減免」参照
法人格を有しない団体であって、基本料金の適用を希望する場合	構成員全員の名簿(氏名、住所、在勤・在学の場合は会社名・学校名を記載したもの)	構成員の半数以上が大田区に在住・在勤・在学する者であることが必要(条例別表(第4条関係)備考第10号)
同人誌即売会・コスプレ催事 「23 事前に申請相談が必要な行為①」 → P21	同意書、施設利用計画書(催事終了後、施設利用報告書提出)	「同人誌即売会・コスプレ催事を主催される方へー大田区産業プラザ施設利用にあたっての遵守・注意事項」
楽器・音響機器の使用を希望する場合 「23 事前に申請相談が必要な行為②」 → P21	楽器・音響機器特別使用申出書	A・B会議室、和室、展示ホール、コンベンションホール
申請者と担当者の会社が異なる場合	申請者が施設利用に関して最終責任を負う旨の委任状	参加費等徴収する利用者の料金適用
申請者又は申請団体の代表者が未成年の場合	親権者又は法定代理人の同意書	重要確認事項、暴力団排除条例確認書、同人誌即売会・コスプレ催事での同意書にも連名による署名が必要

※別途関係書類の提出が必要な場合があります。

9 抽せん会における予約（提出期間の初日に施設の利用申請を行う場合）

提出期間の初日（初日が休日・休館日の場合は翌平日の開館日）に施設の利用申請を希望される場合は、抽せん会において施設利用申請の予約をしていただく必要があります（規則第3条第1項）。なお、抽せん会終了後、午後1時30分から通常の利用申請を受付けます。

「表1 窓口受付時間」
※2
→ P9

抽せん会は、次のとおり実施します。

- (1) 原則、A・B会議室において抽せん会を行います（午前9時頃から入室可）。
- (2) 整理番号札は午前9時30分から配布します。午前9時50分までに着席をお願いします。
- (3) 抽せんは、AグループとBグループとに分けて行います（「表2 利用申請書の提出期間」参照）。
- (4) 抽せん会は午前10時から開始します。整理番号順に抽せん札を引いてください。抽せん札に記載されている数字の順に利用申請の予約の受付を行います。
- (5) 展示ホールは1件（連続する区分は1件とする）まで、その他の施設は4件かつ4日以内まで予約を受付けます。ただし、展示ホールは同一の区分の場合、両方同時に予約することができます。これを超える予約は2巡目以降、受け付けません。

【注意事項】

- ① 抽せん札は1つの団体につき、1枚とします。
- ② 同一団体で複数の抽せん札を取得し、利用申請の予約を行った場合は、すべての予約及びその予約に基づく申請を無効とします。
複数の個人・団体が共同で開催する催事等であって、各個人・各団体が個別に抽せん札を取得した場合も同様とします。
さらに、共同開催の名称が協賛、協力、委託などとなっているときや、各催事名が形式的には異なっているときであっても、同一の個人・団体が実質的に同一の催事等を開催すると解される場合には同様とします。
- ③ ②に該当すると思料される場合は、申請時に関係書類を提出していただくことがあります（表3）。
- ④ 後日、②に該当する事実が判明したときは、承認前であれば不承認（10 利用の不承認）とし、承認後であれば利用承認の取消し（13 利用承認の取消し等⑨）を行います。これらの場合、支払済みの利用料金は返還しません。
- ⑤ 複数の抽せん札を取得し複数の利用申請を行った後、一部の利用申請の取消しを行うなど不正な申請・利用を行った個人・団体は、現在の他の利用の承認を取消し、以後の利用の承認を行わないことがあります（条例第3条第2項）。

「表3 利用申請の際に必要な関係書類」
→ P11
「10 利用の不承認」
→ P13
「13 利用承認の取消し等⑨」
→ P15

10 利用の不承認

次のいずれかに該当するときは、利用を承認しません（条例第3条第2項）。

- ① 公の秩序を乱すおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ② 管理上支障があると指定管理者が判断したとき。
- ③ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ④ 偽りその他不正な行為により利用の申請をしたとき。
- ⑤ 過去の利用において、条例、規則その他これに基づく規約に違反し、又は区長若しくは指定管理者の指示に従わなかった利用者が、当該利用においてもこれらの規約に違反し、又は指定管理者の指示に従わないおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑥ 必要な関係書類の提出がないとき（表3）。
- ⑦ 他の利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑧ その他①～⑦に準ずると指定管理者が判断したとき。

「表3 利用申請の際に必要な関係書類」
→ P11

11 利用料金の納付

- (1) 利用者は、請求書の発行から20日以内かつ利用前（冷暖房料等は除く）に利用料金を納付する必要があります（条例第4条）。発行日の目安は以下のとおりです。
なお、請求先を「施設利用申請書」記載の申請者以外に変更することや、領収書を分割発行することはできません。

表4 請求書発行日の目安

施設等	請求書発行日の目安	
	予約金(30%)	残金(70%)
大展示ホール	承認書発行時	利用開始日の120日前ごろ
小展示ホール		利用開始日の90日前ごろ
コンベンションホール		
会議室・和室・控室・配膳室	承認書発行時(全額)	
付帯設備・特殊器具(備品)	利用申請時(全額)	
付帯設備・特殊器具 (冷暖房料・電気料)	利用終了後(全額)	

※ 複数の施設・日程を同時に申請した場合は、最も早い支払期限までに全額納付が必要です。

- (2) 施設の利用料金及び備品の種類と料金は別紙「大田区産業プラザ 料金表」のとおりです。

12 利用料金の減免

減免を受けようとする場合は、施設の利用申請時に、大田区産業プラザ施設利用申請書兼減免申請書（第10号様式）に必要書類を添えて提出してください。利用承認後に減免の申請はできません（規則第7条第4項）。利用料金の減免については、次のとおりとします（条例第5条及び規則第7条）。

表 5 利用料金の減免

減免されることがある場合	施設利用料の減免	付帯設備・特殊器具利用料の減免	必要書類 (申請書に添付又は提示)
大田区（以下、「区」という。）又は公益財団法人大田区産業振興協会（以下、「協会」という。）が共催者となっているとき	免除	減免なし	区又は協会の名義使用承認書の写し
区又は協会が後援者となっているとき	50%相当額の減額		
区内に住所 ^{※1} 又は主たる事業所を有する中小企業者 ^{※2} 及び中小企業者が構成する団体が大田区産業の振興や勤労者福祉の向上に寄与することを目的とした催物に利用するとき	25%相当額の減額		中小企業者届出書 (年度毎に1回)
区内の青少年対策事業委託団体、少年育成団体及び少年団体、障がい者団体が、公益のための活動・催物のために利用するとき			届出済証などの証書の提示

※1 住所とは、個人企業者は住民登録地を、法人は登記上の本店所在地をいいます。

※2 中小企業者とは「大田区中小企業融資基金条例施行規則（昭和49年規則第28号）」第2条第1号に規定された企業をいいます。

13 利用承認の取消し等

次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止することがあります（条例第9条）。

- ① 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。
- ② 納付期限までに利用料金を納めなかったとき。
- ③ 災害その他の事情によりプラザの利用ができなくなったとき。
- ④ 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたととき。
- ⑤ 条例、規則又は本利用案内に違反するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑥ 公の秩序を乱すおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑦ 管理上支障があると指定管理者が判断したとき。
- ⑧ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑨ 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- ⑩ 他の利用者や催事に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が判断したとき。
- ⑪ 利用者又はその委託先が次の行為を行ったとき。
 - a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c 脅迫的、粗野、乱暴な言動をする又は暴力を用いる行為
 - d 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他の利用者の施設等の利用又は協会の業務を妨害する行為
- ⑫ その他①～⑪に準ずると指定管理者が判断したとき。

14 取消料

利用の承認が取消された場合、利用者は以下の表に示す取消料を負担するものとします。すなわち、既に納付された利用料金が取消料を超えるときは超過額を返還します。また、満たないときは不足額を納付する必要があります。

なお、「13 利用承認の取消し等 ③④」その他利用者の責めに帰さない事由により、利用者又は指定管理者が利用を取消した場合は、取消料の負担はありません。

表 6 取消料

施設等	利用開始日から起算した日数及び取消料 (%)							
	90日前まで	89～60日前	59～30日前	29～15日前	14～3日前	2日前	前日	当日
大展示ホール	30%	50%	75%	100%				
小展示ホール コンベンションホール	30%		50%	75%	100%			
会議室・和室・ 控室・配膳室	0%			50%	75%	100%		
付帯設備・ 特殊器具	0%							100%

15 利用の変更

(1) 利用の変更申請は、次のすべてを満たす場合に限り認められます。

- ① 期限内（大展示ホール：利用日の30日前まで、小展示ホール・コンベンションホール：利用日の15日前まで、会議室・和室：利用日の3日前まで）の変更申請のとき。
- ② 変更の前後が同一の催事と認められるとき。
- ③ やむを得ない事由があるとき（来場者の見込み違いなどは含みません）。
- ④ 利用日時又は施設等を変更するとき（利用者名の変更は含みません）。
- ⑤ 1回目の変更のとき。
- ⑥ ホールの利用の変更に関して、次の各場合に該当しないとき。
 - a 利用日から3か月以上前に大展示ホール全面の利用承認を受けた後、同ホールの半面の利用に変更する場合
 - b 実質的に大展示ホール・小展示ホール・コンベンションホールいずれかの利用の取消しを含む場合（ただし、小展示ホールから大展示ホール、コンベンションホールから大展示ホールへの変更は認められます）
- ⑦ 抽せん会で予約した申請を変更先とする変更ではないとき。

(2) 利用の変更が承認された場合、既に納付された利用料金が変更後の利用料金の額を超えるときは超過額を返還し、満たないときは不足額を納付する必要があります。

(3) 利用日を変更後、利用者から取消しの申請があった場合、相当の事由があると認められないときは、利用者は100%の取消料を負担するものとします。

相当の事由があると認められるときは、変更申請日に取消したものとみなして算出した取消料の額と取消申請日に取消したものとみなして算出した取消料の額とを比較し、より大きい額を取消料として負担するものとします。

16 返還金

「14 取消料」、「15 利用の変更（2）（3）」により返還金が生じた場合、受取手続は以下のとおりとなります。

「14 取消料」
「15 利用の変更
（2）（3）」
→ P15~16

表7 返還金の受取手続

受取方法	持参又は郵送するもの	注意事項
口座振込	① 大田区産業プラザ施設等利用料金返還申請書（規則第11号様式）	① 申請書には代表者印を押印してください。 ② 振込手数料は申請者負担となります。
現金 (来館)	① 大田区産業プラザ施設等利用料金返還申請書（規則第11号様式） ② 受取人の印鑑（インク内蔵タイプを除く）	① 来館日の 10日前 までに、窓口受付時間（表1）内に予約センターにご連絡ください。 ② 申請書には代表者印を押印してください。 ③ 窓口受付時間（午前9時～午後5時；表1）内にご来館ください。

「表1 窓口受付
時間」
→ P9

17 利用時間

- (1) 準備及び原状回復（展示ホールにあつては清掃も含む）に係る作業は、利用時間内に終わってください（条例別表（第4条関係）備考第1号）。なお、開錠立会い又は鍵渡しは、利用時間の開始**10分前**から（前延長の場合は**午前8時から**）行います。
- (2) 利用時間の延長は、窓口受付時間（表1）内に申請し利用料金を**事前納付**することが必要です。
- (3) 利用時間内に施錠立会い又は鍵の返却がない場合は、利用時間を超過して利用したものとみなします。利用時間内に展示ホールの片付け・清掃が終了していない場合も同様とします。これらの場合、超過時間に応じた利用料金が発生します。
- (4) 事前の申請を行わずに利用時間を超過して利用した場合、以後の利用の承認を行わないことがあります（「10 利用の不承認 ⑤」）。
- (5) 連続する時間区分を利用する場合、中間の時間を利用できます（条例別表（第4条関係）備考第6号）。この場合、中間の時間の利用に係る利用料金は不要です。

「表1 窓口受付時間」
→ P9

「10 利用の不承認 ⑤」
→ P13

18 利用者の義務

利用者は、次の事項を遵守する義務を負います。

- ① 承認された利用申請書の内容に従い、誠実に催事を開催すること。
- ② 利用料金を支払期限までに納入すること。
- ③ 利用開始日の**1か月半前**までに、催事の詳細について予約センター備品担当者と打合せを行うこと。その際、以下に定める計画書等を持参すること。

表 8 計画書等の提出

No.	必要な計画書	大・小 展示ホール	コンベンション ホール	会議室 和室
1	看板・掲出物等を含むサイン計画書	◎ ^{※1}		△ ^{※1}
2	付帯設備・特殊器具の利用計画書			
3	搬入出計画書	◎ ^{※1}	△ ^{※1}	
4	レイアウト図	△ ^{※1}		
5	仮設電気配線図	◎ ^{※1}	△ ^{※1}	
6	仮設給排水配管図	◎ ^{※1}	—	
7	特別な設備を設置する場合の計画書 ^{※2}	◎ ^{※1}		
8	その他必要な計画書			

※1 ◎：常に提出（提出しない場合、説明をお願いします）、△：必要な場合のみ

※2 外部からの**放送機器（ワイヤレス装置等）の持込み計画**も含む

- ④ 指定管理者又は予約センターが、必要に応じ随時連絡が取れる連絡先を明らかにすること。
- ⑤ 大規模な催事（展示ホール又はコンベンションホールのいずれかを利用する催事若しくは搬入出や来場者の多い催事など）を開催する場合、会場における責任者を選任し、氏名及び携帯電話番号を予約センターに連絡すること。
- ⑥ 施設等の利用に関して必要な消防署や保健所等への届出及び許認可申請等は、利用者が行うこと（表9 参考）。

表 9 催事に関して届出が必要な関係機関

催事に関して届出が必要な関係機関	届出期限	届出内容等
蒲田消防署 予防課	10日前まで (1か月半前までに 要事前相談)	①禁止行為解除承認申請書(査察係) ②催物開催届(予防係) ※想定1,000人/日超のとき
蒲田警察署 警備課	1か月前まで	催物開催届 等 ※想定1,000人/日超のとき
大田区保健所 生活衛生課食品衛生担当	1週間前まで	①試飲試食届 ②食品営業許可 等
蒲田税務署 法人第一部門	2週間前まで	酒類販売業免許申請 等

- ※1 届出の要不要も含め、必ず事前に関係機関に相談してください。
- ※2 関係機関に書類を提出する前に、予約センター備品担当と打ち合わせてください。
- ※3 届出書類及び許認可書類の写しを、速やかに予約センター備品担当に提出してください。

- ⑦ 利用者は、予約センター及び防災センターと連絡・調整を行いながら、プラザ及びその周辺に対して迷惑とならないよう、作業車両・出展者・来場者・来場車両及び周辺一般車両・歩行者・自転車等の誘導・整理を責任を持って行うこと。
- ⑧ 利用者は、施設等の利用に際し持ち込む物品・貴重品等の管理責任を負うこと。関係業者、出展者、来場者が持ち込む物品・貴重品等の管理責任も含むものとする。
- ⑨ 利用者は、施設等の利用に関係して発生した事故の責任を負うこと。これには、関係業者、出展者、来場者に関係する事故の責任も含むものとする（条例第11条）。
- ⑩ 利用者は、予約センター又は防災センター又は関係会社の作業員がプラザの管理のため、利用している施設に立ち入る場合又は内線電話等で連絡する場合は、これを拒むことができない（規則第14条）。
- ⑪ 利用者は、施設等を損傷、滅失、著しく汚したときは、直ちに予約センター又は防災センターに届け出なければならない（規則第15条）。
- ⑫ 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする（条例第10条）。
- ⑬ 利用者は、施設等の利用を終了したときは、予約センター又は防災センターの点検を受けなければならない（規則第16条）。
- ⑭ 火災・地震など緊急時には、施設の利用を直ちに中止し、予約センター又は防災センターの指示に従って来場者等の安全確保及び避難誘導を行うこと。

19 禁止行為

次に該当する行為は禁止します。

- ① 利用の権利の一部又は全部を、譲渡し又は転貸すること（条例第8条）。
- ② 公序良俗に反する行為。
- ③ 他の人の迷惑となる行為（騒音・振動、高熱、臭気、強い匂い、ばい煙等を発するものを含む）。
- ④ 大きな音や振動が発生する楽器・音響機器の使用。
- ⑤ 共用部分にポスター・チラシ・案内サイン・広告物などを掲示すること。
- ⑥ 共用部分でチラシなどを配布すること。
- ⑦ 共用部分で物品の販売宣伝などの営利行為及び勧誘行為を行うこと。
- ⑧ 施設の壁・天井等に画びょうや接着テープ等を使用すること。
- ⑨ 付帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動。
- ⑩ 定員を超えて利用すること。
- ⑪ 動物の持込み（補助犬・展示を承認された生体を除く）。
- ⑫ 火気・危険物（発火・引火しやすいもの）の使用（ただし、蒲田消防署の許可がある場合は除く）。
- ⑬ スモークマシンなど、煙が発生する行為。
- ⑭ 敷地内における喫煙。
- ⑮ 指定場所以外での飲食・展示・販売。
- ⑯ 予約センター等プラザにおける荷物の受取り及び発送。
- ⑰ ごみを施設内に捨てること（共用部分のごみ箱に捨てることも含む）。ただし、「21 ごみの処分」ただし書きにおける場合は除く。
- ⑱ 屋外荷さばき場（大展示ホール前及び北側通路）における駐車車両のアイドリング（健康診断レントゲン車等のアイドリングも含む）。
- ⑲ 車高3.2m、車長7.6mいずれかを超える車両を地下駐車場に入場させること。
- ⑳ 搬入出及び来場者の送迎などのため、プラザの屋外荷さばき場（大展示ホール利用者のみ利用可）・駐車場以外の場所（公道など敷地外も含む）に駐車すること。
- ㉑ その他管理上支障となる行為（たとえばホールにおいてヘリウムガス風船を使用することなど）。

20 宅配便の荷物等の受取り及び発送

- (1) 宅配便の荷物又は郵送物、電報、レタックス等については、[利用時間内に利用施設において利用者が受取ってください。](#)

宅配便又は郵送物の受取りの場合、送り状又は宛先には必ず次の事項を記入してください。[予約センター等プラザでは受取ることはできません。](#)

- ① 利用する施設名（大展示ホールなど）
- ② 到着希望日（月 日午後到着希望など）
- ③ 催事名
- ④ 利用者名（主催者名又は出展者名・出展者小間No.など）
- ⑤ 担当者名・担当者の携帯番号

- (2) 宅配便の荷物の発送については、利用者が利用時間内に利用施設において集荷をしてもらってください。ただし、公益財団法人大田区産業振興協会宅配便荷物一時保管サービス実施要綱の対象となる荷物については、[発送のための一時保管](#)を申請することができます。

21 ごみの処分

プラザでは、大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の趣旨に基づき、廃棄物の発生抑制、排出量削減に取り組んでいます。このため、原則としては、ごみは利用者がお持ち帰りください。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、有料でプラザの指定場所に廃棄することができる場合がありますので、ご相談ください。

22 損害賠償・免責事項

- (1) 施設等を利用した催事（準備・撤去を含む）に起因して、施設等及び在館者、利用者、関係業者、出展者、来場者などに損害が発生した場合は、利用者がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (2) 利用者が、条例、規則、本利用案内、その他予約センター及び指定管理者との協議事項等に違反し、(1)と同様損害が発生した場合も、利用者がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (3) 施設等の利用に伴い、人身事故及び展示品・貴重品その他物品の盗難・破損事故等が生じた場合、施設等の管理に重大な瑕疵がない限り、その損害賠償責任は利用者が負うものとします。

23 事前に申請・相談が必要な行為

次に該当する行為を行う場合は、その内容について予約センターに事前に申請又は相談し、承認を受けなければなりません。

- ① 同人誌即売会・コスプレ催事等（利用申請時、「同人誌即売会・コスプレ催事での施設利用計画書・同意書・報告書」要提出）
- ② 楽器・音響機器等の使用（利用申請時、「楽器・音響機器特別使用申出書」要提出）
- ③ [パンフレット・入場券・Webページの作成](#)（印刷・公開前に要承認）
 - ※1 問合せ先としてプラザの電話番号・FAX番号を記載しないこと。
 - ※2 公共交通機関の利用を促す注意書きを記載すること。
- ④ 多数の車（1日当たり概ね20台以上）又は大型車両（積載荷重が2トンを超えるもの）の入出庫
 - ※ 搬入出の時間を分散することが記載されている搬入出計画書を提出すること。
- ⑤ 動物生体の品評会等（遵守事項を確認）
 - ※ 犬等吠える動物は承認不可（補助犬は除く）
- ⑥ ごみの廃棄（持ち帰りは除く）
- ⑦ 臨時電話又は臨時インターネット回線の開設
- ⑧ 利用者又は来場者による外部からの放送機器（ワイヤレス装置等）の持込み
 - ※ [マスコミ等の取材等を受ける場合も含む](#)（混信防止のため）
- ⑨ その他管理上調整が必要となる行為

24 展示ホール等の利用に関する遵守事項

- (1) 展示ホールを利用する場合は、「表10～13 遵守事項」を遵守してください。
- (2) (1) はコンベンションホール、会議室、和室の利用者が、台車等による搬入出、設営・装飾、仮設電気・配管工事その他特別な設備を設置する場合に準用します。

表 10 遵守事項 (共通)

作業	項目	遵守事項
共通		①関係法令(労働安全衛生法、消防法、電気事業法など)を遵守し、有資格者が作業を行うこと。 ②作業前に、予約センターと事前に打合せを行うこと。 ③十分に養生を行い、床面・壁面などを毀損、汚損、水濡れしないよう注意する。 ④緊急時の活動に障害にならないようにする。 ⑤消火器設置の場合、場所を明示するとともに予約センターに配置図を提出する。 ⑥水溶性の糊やペンキなどが付着した用具の洗浄は行わない。 ⑦ごみや切残しなどは利用者が処分する。 ⑧承認された動物生体の品評会等を行う場合次の事項を遵守すること。 ・会場内でもケージ等から出さない。 ・吠えるなどした場合は、直ちに展示を中止し、プラザから搬出する。 ・体毛やふん尿、汚物、悪臭等の事前・事後の対策を行う。 ・利用最終日は、体毛等が残らないように、専門業者による清掃を行った後、消毒・消臭等も行う。
搬入 搬出	共通	作業中は誘導員を配置し、安全確保に努める。
	大展示 ホール	①国道側(高さ4.2m、幅5.7m) 総重量20t以下のタイヤ式車両のみ進入可。 ②クレーン車両：(a) 構造躯体・内装を損傷しないこと。 (b) アウトリガーをピットの蓋にかけないこと。
	小展示 ホール 他	・地階から荷物用(小展示ホール以外は人荷用)エレベーターを利用。 ・地下駐車場へは、車高3.2m以内、車長7.6m以内の車両のみ入場可。

表 11 遵守事項（設営・装飾）

作業	項目	遵守事項
設営 装飾	避難 通路	①大展示ホールは、非常口に直結させた幅2m以上の主要避難通路、1.2m以上の補助避難通路を確保。 ②小展示ホールは、非常口に直結させた幅1.6m以上の避難通路を確保。 ③非常口や避難通路に支障となるものはおかない。 什器やパネル等を設置する場合は、蒲田消防署の指示に従う。 ④通路は行き止まり（袋小路）を作らない。
	禁止 事項	以下の行為は禁止する。 ①可燃性の装飾用材料の使用（不燃性・準不燃性又は防災物品・防災製品（公財）日本防災協会認定品）のみ使用可）。 ②防火・防災設備（消火栓、消火器、火災報知設備、誘導標識、排煙スイッチ等）の周辺及び点検口・点検扉（空調・電気設備用等）付近に物を置くこと。 ③煙感知器の感知やスプリンクラーの散水障害となる物の設置 ④施設の壁面・天井面・床面（ブラインド・暗幕・カーテンレール・扉・ガラス面・備品等を含む）に次の作業を行うこと。 ・接着剤、粘着テープ（養生テープ含）の使用 ・釘、鋸打ち ・ペンキ等の塗布 ・針金、ひも等の巻付け ・床面ホールインアンカー設置 ⑤施設管理上支障となる騒音・振動・臭気・煙などを発生する資機材運搬又は設営工事

表 12 遵守事項（電気工事）

作業	項目	遵守事項
電気工事	共通	①配線図は利用日の10日前までに予約センターに提出する。 ②終日通電する機器がある場合、位置・機器名・仕様・理由などを明記した図面を予約センターに事前に提出する。
	管理	①プラザの配電盤の二次側以降の電気工事については、関係者の工事も含めすべて作業内容を把握し、責任を持って管理する。 ②送電中は必ず会場内に施工者又は保安要員を常駐させ、安全の確保を行う。
	仮設分電盤	①動力・電灯共、会場内に仮設の分電盤を設置する。 ②分電盤の主開閉器は漏電ブレーカーとし、分電盤に電線を接続する場合は、ターミナル又はキャップを使用する。 ③仮設分電盤の主開閉器の入・切は、利用者が毎日行う。
	仮設配線	①配線の太さは負荷に適合したものを使用する。 ②電線の接続は圧着端子を使用する。 ③屋内幹線は、ピット等に沿って配線する。 ④コンセントは露出型、スイッチはカバー付ナイフスイッチ又はノンヒューズブレーカーとする。 ⑤熱を発生する機器（白熱電球、抵抗器など）は、可燃材に近接しないように配置する。 ⑥配線くず等の清掃（特にピット内・配電盤内）を行う。 ⑦床上配線は、モール等で保護する。段差解消措置も講じる。
	工事完了	工事完了後、通電前に①②を行う。 ①自主検査を行い、検査結果を予約センターに報告する。 ②会場内に、これから通電する旨アナウンスする。
	電力供給の停止	次の場合は、電力の全部又は一部の供給を停止する。 ①届出や承諾なく電気機器を使用したとき ②電力供給を継続することにより、危険な事態の発生が予測されるとき ③電気の使用により、その周囲に危害又は迷惑が及ぶとき ④承認電力量を超えて使用したとき ⑤その他指定管理者が電力供給を停止する必要があると認めるとき

表 13 遵守事項（配管工事）

作業	項目	遵守事項
配管工事	共通	①開催期間中は随時安全点検を行う（特に配管接続部）。 ②床上配管はU字型鉄板等で保護する。段差解消措置も講じる。
	給排水設備	①水漏れ事故に備えた養生を必ず行う。 ②排水溝には水以外は流さない（油や野菜くずなどは禁止）。 ③ワンタッチ接続型水栓（φ20mm）・排水溝（φ65mm）： 大展示ホール各25か所、小展示ホール各15か所
	圧縮空気 (大展示ホール)	①大展示ホールで圧縮空気を使用する場合は、地下階のコンプレッサー室に仮設コンプレッサー（利用者手配）を持ち込み、設置・仮設配管工事を行う（プラザにはコンプレッサー設備はない）。 ②①の仮設コンプレッサー・仮設工事は次のとおりとする。 a 電力37kw以下の電動式 b アフタークーラーを設置し、専用の引込管に接続する c 大展示ホール内の各器具の直近にバルブを取付ける ③大展示ホール内に、取出設備（エアピット）は8か所ある。

大田区産業プラザ施設利用申請書

(宛先) 大田区長

大田区産業プラザの施設を利用したいので次のとおり申請します。

[頁/全 頁]

受付番号	第	号	年度	申請日	年	月	日
申請者	住所 電話番号	郵便番号 代表電話番号 ()					
	団体名 代表者名						
	担当者	部署・氏名					
		連絡先電話番号	()	ファクシミリ番号	()		
表示用 利用者名	※館内案内モニターに表示する名称(最大15文字)。施設ごとに表示を変える場合は、備考欄に記入してください。						
利用区分	<input type="checkbox"/> 産業振興 <input type="checkbox"/> 勤労者福祉 <input type="checkbox"/> その他						
行事名称	※催事の正式名称(請求書等にも記載されます。)						
表示用 行事名称	※館内案内モニターに表示する名称(最大18文字)施設ごとに表示を変える場合は、備考欄に記入してください。						
入場料等の徴収	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物品の販売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類の提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※催事企画書、諸届出書等	
入場者	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 一般(事前登録) <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> その他 ()						
催事情報公開	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	※「可」の場合、インターネットや情報誌等で催事情報を公開することがあります。					
車両に関する特記事項	※車両の使用予定がある場合に、「大型車」等の記入をしてください						
区分	増額区分		減免区分				

利用内容

利用日	利用時間	利用施設	利用目的	入場者数 (予定)	室内レイアウト 変更依頼
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					
年 月 日 ()					

※太枠内のみ記入してください。利用内容が書ききれない場合は、複数枚に分けて記入してください。
 ※利用目的欄には、その種別(展示、展示販売、講演、講習会、パーティー、会議、集会等)を記入してください。
 ※室内レイアウト変更依頼欄には、レイアウト変更が必要な場合に、その形状(教室、ロの字、コの字、対面等)を記入してください。ホール系施設の場合は、施設スタッフと別途打合せが必要ですので、同欄に「打合せ」と記入してください。

備考

受付	担当	係長

大田区産業プラザ付帯設備・特殊器具利用申請書

(宛先) 大田区長

大田区産業プラザの付帯設備・特殊器具を利用したいので次のとおり申請します。

[頁/全 頁]

受付番号	第 号	年度	申請日	年 月 日	
申請者	住所	郵便番号			
	電話番号	代表電話番号 ()			
	団体名 代表者名				
	担当者	部署・氏名			
連絡先電話番号		()	ファクシミリ番号	()	
行事名称					
区分	増額区分	減免区分			

利用内容

利用日	利用区分	利用施設	利用付帯設備等の名称	利用数
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				
年 月 日 ()				

※太枠内のみ記入してください。利用内容が書ききれない場合は、複数枚に分けて記入してください。
 ※利用数の単位は、冷房料、暖房料、電気料、水道料、駐車料を除き、利用区分(午前、午後、夜間)ごとに記入してください。
 例：C会議室で液晶プロジェクターを午前9時から午後5時まで利用する場合、利用区分は、「午前」と「午後」の2行に分けて記入し、
 利用数は、それぞれの行に「1」と記入する。
 ※各施設に備付け(無料)の什(じゅう)器や備品については、予約センターまでお問い合わせください。

備考

受付	担当	係長

《大田区産業プラザ 施設利用に関する重要確認事項》

以下をよくお読みいただき、各項目のチェックとご署名の上、原本の提出をお願いします。

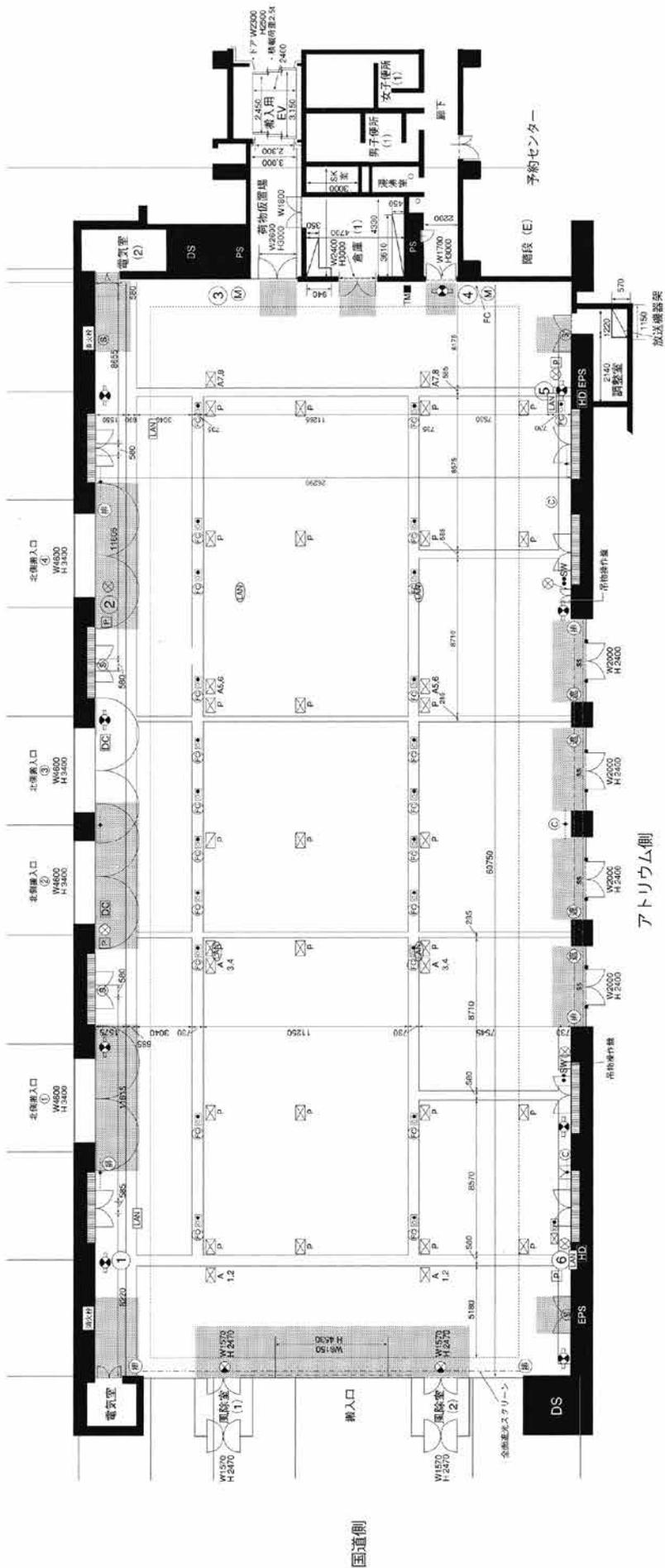
<p>□利用時間</p> <p>・設営から撤去までを含んだ時間です (大・小展示ホールは、机・イス等の設置及び清掃の完了を含む)。</p>
<p>□付帯設備・特殊器具(以下「設備・備品」)の利用料金</p> <p>・【設備・備品の利用単価】×【利用時間区分数】×【個数】 (水道光熱費・駐車料金などを除く) 《例》コンベンションホールで机50脚を終日利用 → @100×3区分(午前・午後・夜間)×50脚=15,000円</p>
<p>□予約センター受付時間</p> <p>・①設備・備品の追加 ②利用時間の延長 ③利用料金の支払 → <u>8:30 ~ 18:30</u> ・設備・備品の使用方法等のお問合せ → <u>8:30 ~ 19:00</u></p> <p>※申請を行わずに延長利用したり、設備・備品を使用した場合は、以後の利用の承認をしないことがあります。 ※施設・設備・備品の汚破損や紛失が発生した場合は必ずご連絡ください(19:00以降は防災センターへ)。</p>
<p>□車両の利用</p> <p>・『搬入出時間の分散』、『<u>搬入出計画</u>・<u>駐車場利用予定表</u>の提出』、『<u>来場者に公共交通機関の利用を促す</u>』等の配慮をお願いします。</p>
<p>□荷物の受取り</p> <p>・利用者の荷物の預かり・宅配便等の受取りはできません(発送のみ可能な場合があります)。 会場へ荷物を配送する場合は、会場に受取者が常駐する日時に届くように手配し、配送伝票に「①利用するホール・会議室の名称、②催事名、③主催者名、④受取者の電話番号」を記載してください。</p>
<p>□危険・迷惑行為の禁止</p> <p>以下の行為は禁止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における喫煙 ・<u>火気及び危険物</u> (発火・引火しやすいもの、騒音・振動・高熱・臭気・煤煙等を発するもの) の使用 ・固形燃料やカセットコンロ等の使用 ・付帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動 ・承認された動物生体の品評会等を行う場合、<u>ケージ等から出す</u>など利用案内の遵守事項に反する行為 ・その他大きな音を出すなど他人に迷惑となる行為
<p>□楽器や音響機器等の使用制限</p> <p>・大きな音や大きな振動が発生する催事はできません。 楽器・音響機器を使用する場合は、施設利用の申請前に申出書の提出及び施設管理者の了承が必要です。</p>
<p>□販売行為</p> <p>・特定商取引法等の法律に違反する行為はできません。 ・販売、販売に関わる契約・勧誘はできません(ただし、大・小展示ホール、AB会議室は除く)。</p>
<p>□遵守事項</p> <p>・以上の他、すべての遵守事項について、必ず、利用案内、ウェブサイト、予約センターにてご確認ください。 <u>遵守いただけない場合は、催事当日に中止していただくことがあります。</u></p>

大田区産業プラザの利用にあたり、利用案内及び以上の事項に関して確認のうえ同意します。

主催者名: _____

確認者(署名): _____ 確認日: ____年 ____月 ____日

行 事 名 _____ 利用日: ____年 ____月 ____日



- 照度灯 (壁面：床1550) 190H×400×12
- 誘導灯 (壁面：床13000) 268×848×120
- 消火栓 (壁面：床110) 1,350×750×70
- 防災設備区画 (障子となる展示物などの設置不可)
- 排煙口開放装置 (壁付、柱付：床1260) 230×130
- 遮光ロールスクリーン操作スイッチ (壁付、柱付：床1260) 230×130
- 消防隊出入口 (ガラス窓：進入明瞭物の設置不可)
- EPS 端子装置 (壁面トアつき)

- TM サーモメータ (柱付：床1500) 230×410×115
- SW 天井スイッチボックス (壁面：床1140)
- 床ピット
- 空調ガラリ (壁面メンテナンス用吸込口)
- 給排水口 (床面600×300) 65A (排水) 20A (給水)
- 圧縮空気 (エア) ピット (床面600×300) 20A
- A1-8 視覚操作専用コネクター
- ①-⑥ ウォールコンセント (調光用)
- ⑦ 強電サービスパネル (動力、電灯床コンセント)
- ⑧ 弱電サービスパネル TEL (電話2回線接続可能)、TV、BS、CS
- HD ハイビジョンカメラ接続盤
- P ワゴン接続盤 (放送用)
- ワイヤレスアンテナ (壁面)
- M マイクジャック (壁面)
- DC デジタル時計 (床13600 250×900)
- C カメラ (床13700)
- 遮光ロールスクリーン
- シャッター

LAN) : LAN 壁面取出口
 (LAN) : LAN 床面取出口

単位：m

	W	D	H
全面	60.7	26.2	11.8
半面	30.0	-	-
西側側出入口	5.6	-	4.4
北側側出入口	4.5	-	3.4

事前に下見と実測をされることをお勧めします。

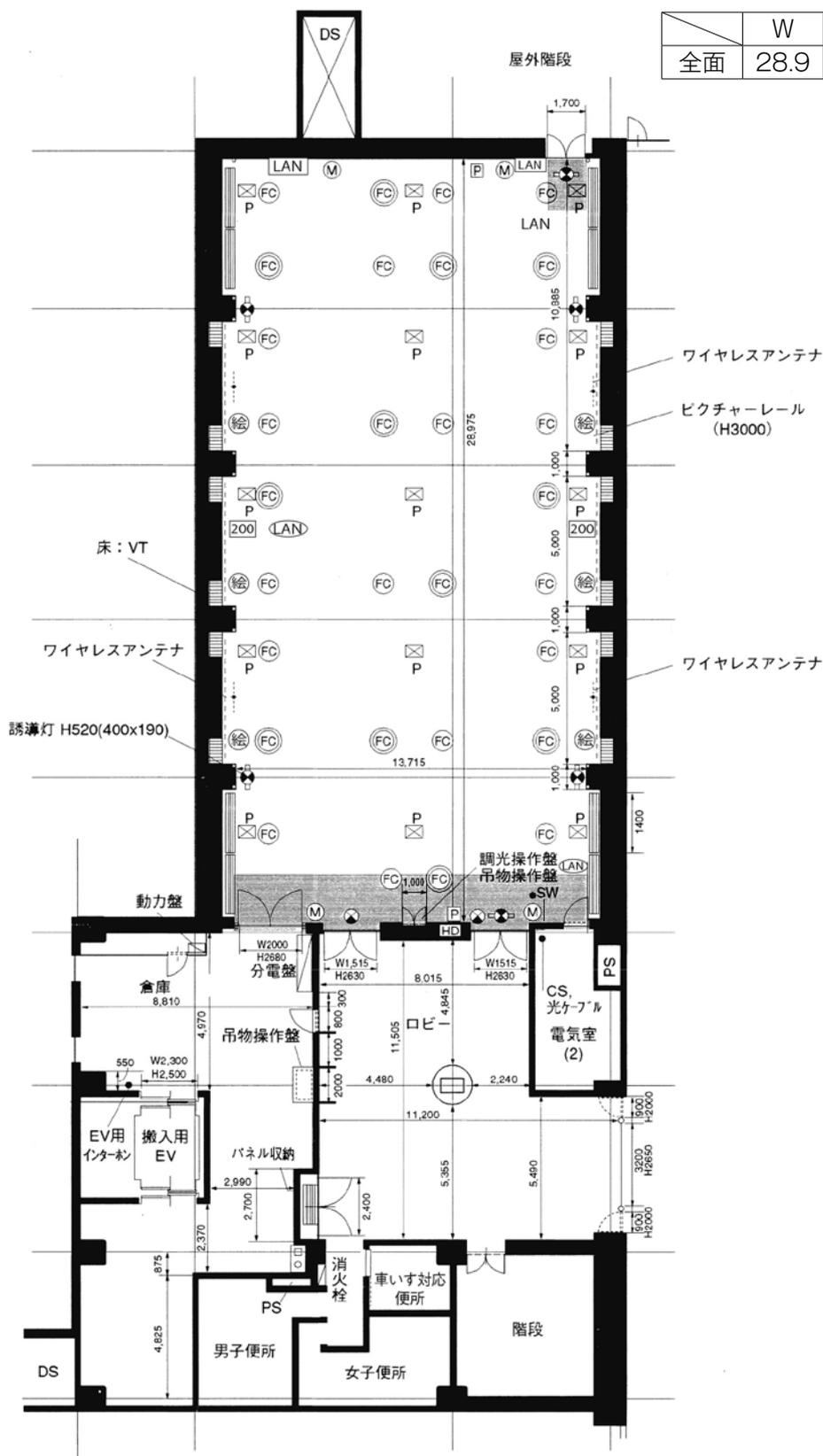
1/250 5 4 3 2 1 0 1 2 3 4 5

大展示ホール平面図



単位：m

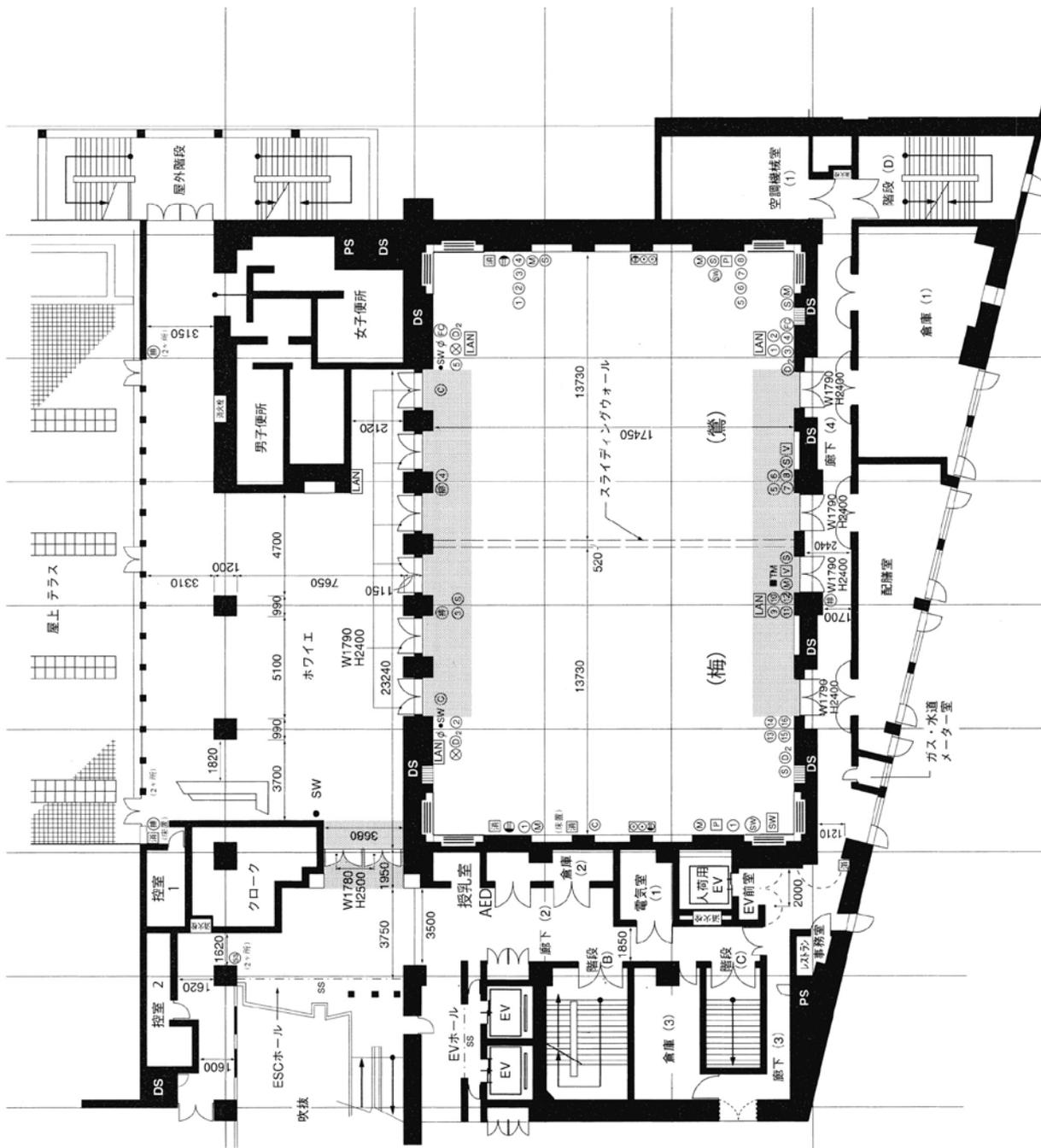
	W	D	H
全面	28.9	13.7	5.4



大田区産業プラザ
PIO

事前に下見と実測をされることをお勧めします。

小展示ホール平面図



単位：m

	W	D	H
全面	28.0	17.4	6.3
半面	13.7		

コンベンションホール平面図



大田区産業プラザ

事前に下見と実測をされることをお勧めします。

●記号説明 (取付位置) 機具寸法 HxD mm

- 消火栓 (壁面：床+110) 1350×750×70
- 消火器 (壁面：Box 収納)
- 防火設備区画 (障害となる展示物などの設置不可)
- 排煙口開放装置 (壁付：床+1260) 120×70
- ハイパスベース
- ダクトスベース
- サーモメーター (壁付：床+1500) 230×410×115
- スイッチ (作業灯) (壁付：床+1240) 120×70
- 調光照明用スイッチ
- 空調ガラー (壁面吸込口)
- コンセント (壁付：床+300)
- TV, TEL, コンセント (壁付：床+300)
- コンセント盤 (展示用コンセント) (壁面内：床+300)
- ウォールコンセント (調光用) (壁面内：床+300)
- 照明操作卓
- 調光操作卓用コネクタ (壁面内)
- スピーカージャック (壁面内)
- マイクジャック (壁面内)
- 音量調節器 (壁面：床+1240) 120×70
- ワイヤレスアンテナ (壁面内)
- ワゴン接続盤 (AV用) (壁面内)
- 音響アンプ
- ビデオプロジェクター接続盤 (壁面内)
- 映像・音響操作卓
- 同時通訳用ジャック (壁面内)
- カメラ (壁面内)
- 照明調光盤
- 吊物操作機
- シャッター
- シャッター-非常時用手動閉鎖装置
- LAN壁面取出し口

